

第63回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成26年5月29日（木）10:00～12:00

場所 道庁別館 8階 1号会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成24年度道民アイデアの第1次整理について
 - ・ エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
 - ・ エゾシカの現地での埋設処理
 - ・ 地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制
 - ・ 公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区
- (2) 提案募集方式について
- (3) 今後の検討項目について
- (4) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 平成24年度道民アイデア等の審議状況
 - 資料2-1 エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
 - 資料2-2 エゾシカの現地での埋設処理
 - 資料2-3 地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制
 - 資料2-4 公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区
 - 資料3-1 地方分権改革における「提案募集方式」の概要
 - 資料3-2 地方分権改革に関する提案募集の実施方針
 - 資料3-3 平成26年 地方分権改革に関する提案募集要項
 - 資料4-1 国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について
 - 資料4-2 「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（H25.9.13）に掲載された事務・権限のうち4次一括法で移譲されなかったもの
-
- 参考資料1 エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
 - 参考資料2 エゾシカの現地での埋設処理
 - 参考資料3 地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制

第62回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成26年3月28日（金）15：00～17：00

■開催場所：第2水産ビル 4階 4F会議室

■審議結果概要

議事（1）第6回答申案について

○「第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」、「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」及び「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」の3件について、国へ提案するよう知事に答申することについて了承。

議事（2）平成24年度道民アイデアの第1次整理について

○二輪の小型自動車の車検期間の拡大（No.414）、一般家庭における酒類製造（No.416）の2項目について、第1次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了。

議事（3）その他

○平成26年度の当委員会の開催・運営に関し、事務局から説明。

平成24年度道民アイデア等の審議状況

No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況				
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	備考
1	405	3512 H 農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討				
2	406	3513 I 外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		一次整理			
3	407	4510 F 水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策					
4	408	1516 F 「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他					
5	409	1517 J 保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理				
6	410	1518 J 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理				
7	411	1519 H 総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					
8	412	4511 H 帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理			
9	413	4512 E 最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備					
10	414	4513 D 二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			一次整理		
11	415	4514 F エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全				審議	
12	416	4515 D 一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			一次整理		
13	417	3514 J 外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理			
14	418	3515 F 地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全				審議	
15	419	1520 F エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全				審議	
16	420	1521 D 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策					
17	421	4516 H 超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他					
18	422	3516 D 公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他				審議	
19	423	2512 D 国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策					
20	424	4517 C 国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大					
21	425	4518 H 独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大					

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

道民アイデア整理表

No. 4514F	アイデア名	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施
-----------	-------	----------------------

【アイデアの概要】

- 北海道におけるエゾシカの狩猟期間は、網、わな及び銃の手法にかかわらず、一律、10月1日から翌年の1月31日までとなっているが、発砲等による危険がない「わな猟」については、通年、一般での狩猟を可能にするよう法規制を緩和する。
- 狩猟免許の取得者を増やし、捕獲の機会を増やすことで、エゾシカの適正な頭数管理に資する。

【事実関係の整理】

- 野生鳥獣の捕獲方法は、「狩猟」による場合と「許可捕獲」がある（鳥獣保護法第8条）。
（許可捕獲には、有害鳥獣捕獲、特定計画に基づく個体数調整等がある。）
- 狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟（装薬銃）、第二種銃猟（空気銃）の4種類。
- 狩猟期間は、主として安全確保の観点から、農林業作業の実施時期や山野での見通しのきく落葉期等を勘案し、北海道の場合は毎年9月15日から翌年4月15日までの期間と規定されている（同法第2条第5項）。
- 環境大臣は、狩猟鳥獣の保護を図る観点から、上記の狩猟期間の範囲内で実際の捕獲期間を限定できることとされており（同法第11条第2項）、北海道の場合は、毎年10月1日から翌年1月31日までの期間に短縮されている（同法施行規則第9条）。
- 道内で著しく数が増加しているエゾシカについては、道（知事）が「エゾシカ保護管理計画」を定めており、計画の目標達成のため、知事の権限で捕獲期間の延長が可能である。ただし、その延長期間は、法に定める狩猟期間の範囲内とされている（同法第14条第2項）。
- 上記延長の期間は、エゾシカの生息動向等を検討の上で決定されるため、毎年変更があり、また、地域によっても異なる。
- 許可捕獲は、狩猟と異なり、年中いつでも可能である。
- 平成24年度のエゾシカ捕獲数は、狩猟6.9万頭、許可捕獲7.5万頭で、合計14.4万頭。
- 狩猟による捕獲6.9万頭のうち、わな猟による捕獲は1%（689頭）で、その他は全て銃猟によるもの。

【道州制特区制度との整合性】

- わな猟の捕獲実績から勘案し、道としてのメリットがない。
- なお、通年のわなによる捕獲は、許可を得れば、現行制度上で可能である。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

- ・ わな猟の捕獲実績から勘案し、道としてのメリットがない。

道民アイデア整理表

No. 1520F	アイデア名	エゾシカの現地での埋設処理
-----------	-------	---------------

【アイデアの概要】

- エゾシカの生息数が増加しており、酪農業被害が拡大するとともに、車両との衝突事故なども頻発している。
- 冬場は、エゾシカの捕獲効率が非常に高いが、現地での埋設は数的に制約があることから大量捕獲ができない状況にある。
- そこで、期間を限定した上で、捕獲したエゾシカをまとめて現地埋設することを可能とする。

【事実関係の整理】

- 捕獲した鳥獣等については、捕獲した場所に放置することが禁止されている（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除く。）（鳥獣保護法第18条）。
- 捕獲者は、原則として、捕獲物を持ち帰るか、地形的要因等によりそれが困難な場合は、風雨等により容易に捕獲物が露出しない程度まで埋設すること等により適切に処理することが必要（環境省自然環境局長通知）。
- 捕獲した鳥獣等（死骸等）は、廃棄物処理法では一般廃棄物に区分されるが、同法の運用上、捕獲物等の埋設が適切に行われる限りにおいては、同法第16条に規定する不法投棄には当たらないとされている（環境省事務連絡）。
- 捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、廃棄物処理法第19条の4に規定する措置命令（市町村長の権限）の対象となる（同上）。
- 「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる」かどうかの判断は、市町村長の権限。
- 埋設に関する数的な制約は、関係法令上明記されたものはない（埋設により生活環境上影響が生じるかどうかの問題）。
- 捕殺されたエゾシカは、①ハンターの自家消費、②食肉処理施設へ売却、③ペットフード製造事業者へ売却、④廃棄物処理施設へ搬入、⑤現地埋設、⑥その他の6通りの流れにより処分又は活用されており、このうち現地埋設は、全体の約17%と推計される（平成22年度 北海道経済部調査）。

【道州制特区制度との整合性】

- 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると判断し、改善の措置命令をする権限は現行制度上市町村長に付与されている。
- 道として国に対して移譲を求める権限が存在しない。

【対応方向】

分野別審議	○	一次整理
-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

- ・ 道として国に対して移譲を求める権限が存在しないため、道州制特区提案にはなじまない。

道民アイデア整理表

No. 3515F	アイデア名	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制
-----------	-------	--------------------------

【アイデアの概要】

- 水産動植物の採取の制限は、法律で、政令又は都道府県規則で定めることとされており、市町村等の裁量による捕獲規制を一切認めていない。
- このため、市町村等が独自に地域の実情に即した柔軟な捕獲規制を設けることは不可能な状況。
- 市町村等が地域固有の希少な水産動植物を地域資源として適切に保護・利用できるよう、現に漁業権が設定されている水産動植物以外は、市町村が独自に、あるいは市町村からの申請に基づき北海道が、捕獲規制できるようにすべき。

【事実関係の整理】

- 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。(漁業法第65条第2項)
- 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。(水産資源保護法第4条第2項)
- 漁業法及び水産資源保護法では、自治体が条例により採捕の制限又は禁止について定めることは、機動的な漁業調整の実施や、漁業者等の主体的な関与の確保などを求める法の趣旨に反するため、容認されないと解されている。
- 都道府県が、市町村等の意見を踏まえ、都道府県規則を定め水産動植物の採捕の制限等を行うことは、現行制度上可能である。

【道州制特区制度との整合性】

- 市町村を実施主体とする提案は道州制特区法の対象外となっている。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

市町村を実施主体とする場合、道州制特区提案としてはなじまない。
また、道を実施主体とする場合、提案の趣旨は、現行制度で実現可能である。

道民アイデア整理表

No. 3516D	アイデア名	公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区
-----------	-------	----------------------------

【アイデアの概要】

- オンラインゲームを公的機関が運営し、「参加費用」「ゲームアイテム等の販売」などの利益を財政に貢献させる。
- また、プレイヤー同士のアイテム等の売買について、RMT（ゲーム内通貨のみならず、電子決済システムを利用し、実際の通貨で行う）機関を運営し、ゲームアイテム等と実際の通貨の交換時のマージンで収益を得る。

【事実関係の整理】

- オンラインゲーム(ソーシャルゲーム)について
 - 携帯電話端末又はパソコン端末などを通じてインターネット上で提供されるゲームで、有料又は無料で利用することができる。無料で利用できるゲームは多くが、ゲーム内に登場するアイテムを販売して利益を得るアイテム課金制をとっている。
 - アイテム課金
 - ゲームを優位に進めるために、ゲーム内アイテムを購入することによって機能が拡充するというシステムで、主にメニューの中から必要なアイテムを購入する方法と有料（1回300円など）でランダムでアイテムを入手することができる方法（「ガチャ」という）がある。
 - リアルマネートレード（RMT）
 - 入手したアイテム（ゲーム内仮想通貨なども含む）を、現実の通貨で売買する経済行為。RMTを専門に担う業者があるほか、掲示板による個人売買、ネットオークションによる売買などで行われる。RMTによって換金可能になれば賭博罪が適用されるとの指摘もある。
 - ※上記の「ガチャ」で出る確率が低い「レアアイテム（ゲームをより優位に進めることができるものなど）」などが、オークションで数万円で取引されている。
 - ※平成24年6月に業界団体（一般社団法人ソーシャルゲーム協会）が禁止するガイドラインを策定。
 - 地方公共団体がオンラインゲームを運営すること自体を制限する法律はない。
 - リアルマネートレード（RMT）を規制する法律はない。

【道州制特区制度との整合性】

- 現行制度上、特に国へ権限等を求めるものではないので本提案は特区提案になじまない。
 - ※ただし、次の点に留意が必要。
 - ・地方公共団体がオンラインゲームを収益事業として行うことの妥当性。
 - ・RMTについては、現時点では法的な整備はなく、業界団体で自主規制している現状も踏まえ、実施にあたっては、慎重な検討が必要。

【対応方向】

	分野別審議	○	一次整理
--	-------	---	------

〈一次整理とする理由〉

国に権限等を求めるものではない。

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案等により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、**従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとし、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入する。**

2 提案の対象

○ 従来、委員会勧告に基づき推進してきた、以下の項目に関する提案を対象とする。

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

② 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

○ 具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

① **全国的な制度改正に係る提案**を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた**選択的な移譲(手挙げ方式)**とする提案等も対象とする。

(なお、提案団体のみに当面の規制緩和等を実施し、後に全国的な改革へと波及させる場合には、「構造改革特区」等の提案募集方式を活用することも可能である。)

- ②委員会勧告では対象としていない事項に係る提案も対象とする。
- ・事務・権限の移譲の場合…委員会勧告では、出先機関の事務・権限を対象としてきたが、**本府省の事務・権限を対象とした提案**も行うことができる。
 - ・義務付け・枠付けの見直しの場合…委員会勧告では、自治事務に関して法律に基づくものを対象としてきたが、**法定受託事務に関するものや政省令、補助要綱等に基づくもの等についての提案**も行うことができる。
- ③現行制度の見直しにとどまらず、**制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案**も対象とする。
- ④従来と同様に、**事務・権限の移譲等に関連する提案**も対象とする。
(実施例) 自家用有償旅客運送における実施主体の拡大など

3 提案主体

- 提案主体は、以下のとおりとする。
 - ① 都道府県、市区町村
 - ② 一部事務組合、広域連合
 - ③ 地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織(例:ブロック単位の知事会、共通課題を有する複数の地方公共団体など)
- 広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、**庁内関係部局等からの意見を幅広く集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するよう求める。**

4 募集の方法及び時期

- ① 提案は、内閣府が受け付ける。
- ② 内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。
- ③ 提案主体に対して、制度改革の**必要性(制度改革による効果、現行制度の具体的な支障事例など)**等を示して提案するよう求める。
- ④ 募集は毎年少なくとも1回実施する。募集期間は、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

5 提案を受けた政府の対応

- ① 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる。
その際、地方六団体からも意見を聴取する。
- ② **特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める。**
- ③ 提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、**地方分権改革推進本部決定及び閣議決定**を行う。
また、法律改正により措置すべき事項については、**所要の法律案を国会に提出する。**

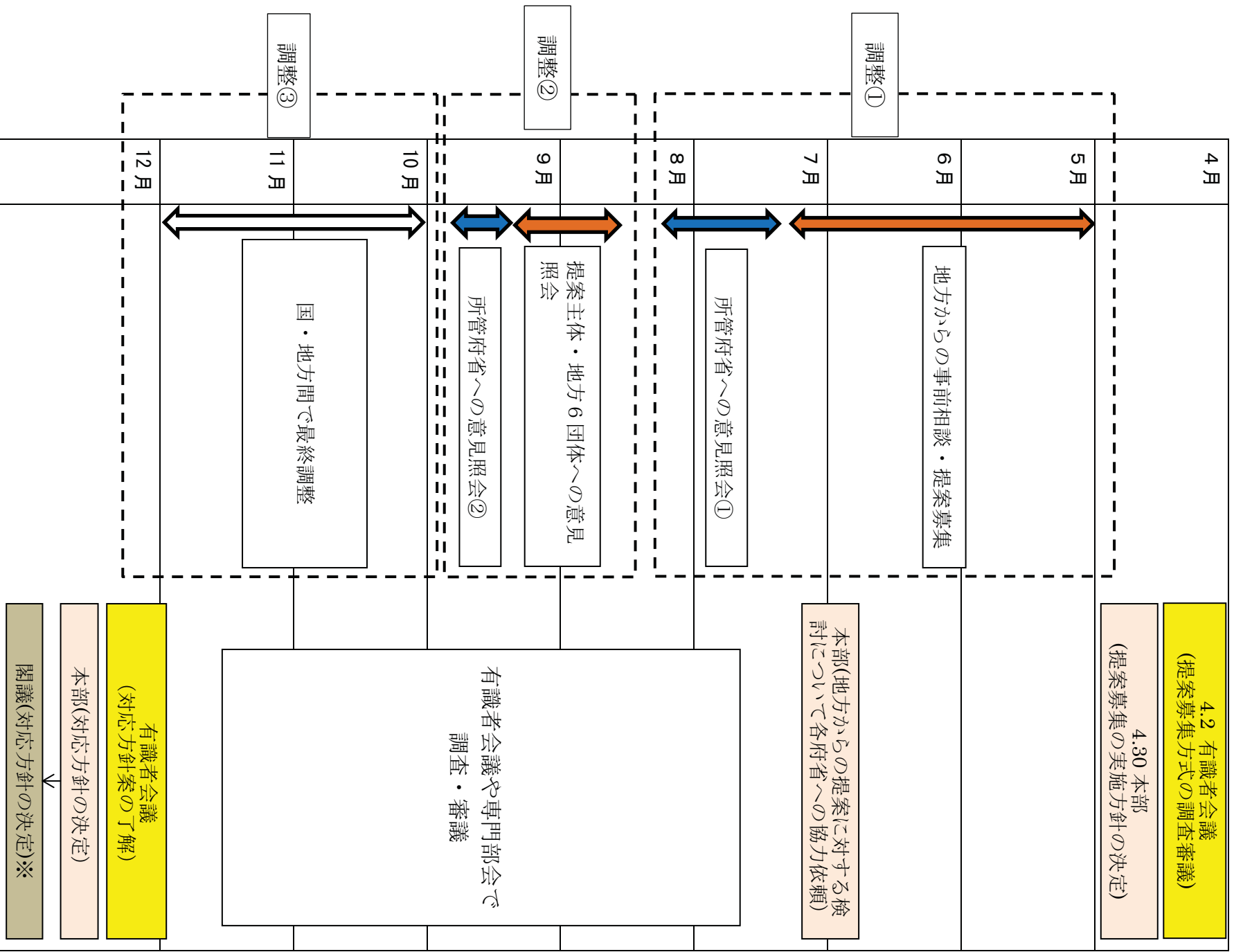
6 提案に関する調整過程の公表

- ① 提案の内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果は、内閣府のホームページに掲載する。
- ② 実現しなかった提案については、次年以降の提案及び検討の参考とするため、提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

7 制度改革に係る情報発信

- ① 内閣府及び関係府省は、措置した制度改革について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。
- ② 内閣府は、国民が制度改革に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

(参考) 平成 26 年の提案募集方式に係るスケジュール (イメージ)



※法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出